

# いしかわ産業化資源活用推進ファンドによる支援事業計画

## 1. 県の産業振興政策におけるファンドの位置づけ

地域経済を活性化し、地域間競争の時代を勝ち抜く元気な産業づくりの指針として、平成17年3月に策定した「石川県産業革新戦略」（以下「革新戦略」という。）では、本県の充実した産業インフラ（モノづくり産業の堅固な基盤、ニッチトップ企業や情報サービス産業の集積）・社会インフラ（陸海空の交通整備）・生活インフラ（高等教育機関の集積、厚みのある伝統文化、特色のある豊富な食材）という強みと、各種分析やヒアリングで明らかになった産業間連携の弱さ、対外競争力の低下、人材確保の必要性といった課題の双方を踏まえ、本県産業振興の基本的な方向を、次のとおり示している。

1. 内なる高度集積を進めるため、「産学官・産業間の連携による本県の強みを活かした新産業の創造」と「次世代型企業の育成」を行うことで、本県らしい産業や企業（石川ブランド経済）を創造する。
2. 「戦略的企業誘致の推進」という外部活力の導入で、本県の産業構造の更なる革新を図る。
3. 「産業人材の総合的な育成・確保」により、人口減少時代においても、確固とした産業の担い手を育成する。

一方、本県の抱える昨今の課題として、人口減少・少子高齢化が全国より早いペースで進行しているが、特に能登北部においては、2015年には人口が20%減、年少人口が37%減（いずれも2005年比）、65歳以上人口が44%を占めることになると推計されるなど、能登地域の過疎化が一層進み、金沢・加賀地域との間の地域間格差が拡大しつつある。

本県では、これまでも企業誘致や様々な中小企業支援策を講じるなどして対応に努めてきたが、過疎化や産業構造等の問題もあり、地域間格差の抜本的な解消には至っていないのが現状である。

このような背景のもと、今般、経済産業省中小企業庁が設けた「地域中小企業応援ファンド」のスキームを以て、独立行政法人中小企業基盤整備機構から100億円を導入、地元金融機関である北國銀行からも80億円、本県から20億円を拠出して、官民協調の「いしかわ産業化資源活用推進ファンド」を財団法人石川県産業創出支援機構（以下「I S I C O」という。）に創設することとした。

本ファンドは、「革新戦略」に掲げた連携新産業の創造を推進するための施策として位置づけるとともに、県内に存在する地域間格差の是正、本県経済の全体的な活性化を図ることを目的とするものである。

※ なお、豊かな農林水産物、伝統工芸品、観光資源のほか、本県に集積するモノづくり産業やサービス産業を支える特有の技術など、新しい産業分野を創造するために活用すべき本県の多様な強みを「産業化資源」（新たな産業の種）ということとする。

〔「革新戦略」の抜粋〕

産業革新の基本的な方向性

- (1) 産学官・産業間の連携による本県の強みを活かした新産業の創造（連携新産業の創造）
  - (ア) 理系学部の集積、平成16年度から開始している知的クラスター創成事業、産業クラスター計画という強みを活かし、医薬農の研究者及び健康福祉機器・健康サービス、機能性食品等のモノづくり企業が連携して、健康で活力ある社会や食の安全安心を追求する社会ニーズに対応する「予防型社会創造産業」
  - (イ) 豊かな食材（1次）や、平成18年秋（予定）の大学連携型インキュベーション施設開所という強みを活かし、バイオ系等の研究者と食品加工や食品機械等のモノづくり産業（2次）、観光等のサービス産業（3次）が連携して、地域のブランド価値向上や地域の特産物等のブランド化という社会ニーズに対応する「地域ブランド創造産業」
  - (ウ) 藩政期以来の伝統文化、長い歴史の中で生まれ本県産業の特色を成す伝統産業や繊維産業、地域文化のアーカイブ事業として平成8年度から実施している石川新情報書府、情報サービス産業の集積という強みを活かし、本県のアイデンティティ（独自性）を形成する文化・伝統・特色ある産業と先端技術（バーチャルリアリティ、ユビキタス技術、ナノテク技術等）の融合により、心の豊かさの追求という社会ニーズに対応する「豊かさ創造産業」
- (2) 次世代型企業の育成
- (3) 戦略的企業誘致の推進
- (4) 産業人材の総合的な確保・育成

[[「石川県新長期構想」(平成19年3月改定)の抜粋]

【地域区分と主要データ】

	能登北部 地域	能登中部 地域	石川中央 地域	加賀南部 地域	県平均 (県合計)
人口(単位:人)					
現在人口(2005 国勢調査)					
総人口 (構成比)	83,214 (100%)	144,373 (100%)	709,489 (100%)	236,950 (100%)	1,174,026 (100%)
年少人口 (構成比)	8,727 (10%)	18,582 (13%)	103,319 (15%)	35,547 (15%)	166,175 (14%)
生産年齢人口 (構成比)	44,749 (54%)	86,261 (60%)	479,108 (68%)	151,139 (64%)	761,257 (65%)
老年人口 (構成比)	29,738 (36%)	39,523 (27%)	126,400 (18%)	50,078 (21%)	245,739 (21%)
県全体での人口構成比	7.1%	12.3%	60.4%	20.2%	100.0%
将来人口(2015 予測)					
総人口 (構成比)	66,239 (100%)	124,873 (100%)	706,964 (100%)	231,985 (100%)	1,130,057 (100%)
対 2005 年比	▲20%	▲14%	▲0%	▲2%	▲4%
年少人口 (構成比)	5,541 (8%)	13,813 (11%)	93,907 (13%)	32,184 (14%)	145,443 (13%)
対 2005 年比	▲37%	▲26%	▲9%	▲9%	▲12%
生産年齢人口 (構成比)	31,545 (48%)	67,347 (54%)	440,823 (62%)	136,866 (59%)	676,579 (60%)
対 2005 年比	▲30%	▲22%	▲8%	▲9%	▲11%
老年人口 (構成比)	29,152 (44%)	43,713 (35%)	172,237 (24%)	62,935 (27%)	308,035 (27%)
対 2005 年比	▲2%	+11%	+36%	+26%	+25%
県全体での人口構成比	5.9%	11.1%	62.6%	20.5%	100.0%
地域					
観光入り込み客数(H17 年度末) [単位:千人、(対前年比)]	7,271 (94%)		7,619 (104%)	5,507 (100%)	20,397 (98%)
産業					
事業所数(H17 暦年)	4,379	6,934	31,368	11,551	54,232
第 1 次産業	69	45	85	27	226
第 2 次産業	1,359	2,376	8,649	4,640	17,024
第 3 次産業	4,028	6,167	29,825	9,021	36,982
一人当たりの付加価値額 [鉱工業] (万円、H17 暦年)	507	1,052	916	964	929
有効求人倍率(H18.12:原数値)	0.54	1.14	1.67		1.53
暮らし					
病院における医師充足率 (%、H16.4 現在)	81.5	105.3	138.4	106.8	125.5
小児科医師数の割合・小児 10 万人 当たりで全国を 100 とした場合 (%、H16.12 現在)	63.5	72.2	136.0	77.4	112.4
産科医師数の割合・出生者 10 万人 当たりで全国を 100 とした場合 (%、H16.12 現在)	65.9	86.9	133.2	96.4	117.8
一般世帯数に占める高齢世帯の 割合(%、H17.10 現在)	30.4	20.8	13.6	15.6	15.9

## 2. 支援重点分野

能登をはじめとした過疎地域でも自らの強みを活かし自発的に取り組むことができる事業、過疎地域だからこそ逆にビジネスへつながり新たな産業が創出されるような事業に対して、従来の発想を超えた思い切った施策を講じることにより、地域間の格差を是正しながら、同時に、本県経済全体の活性化を目指す。

### (1) 産業化資源を活用した新たなビジネスの創出

能登をはじめとした過疎地域は、優れた伝統工芸や特色ある食材、豊かな自然環境など、多様な産業化資源に恵まれており、それらを活用した企業や産地等による取り組みを支援

することは、地域間格差の是正へ向けた有効なツールとなると考えている。

昨年度創設された経済産業省中小企業庁の「中小企業地域資源活用プログラム」を本県としても推進することと併せ、このファンドを活用して、県独自に、過疎地域における小規模な事業者等、国の採択基準には満たない案件であっても将来的に大きく成長する可能性のあるものを積極的に支援し、より多くの産業化資源を活用した新たなビジネスの創出へつなげていく。

- ① 産業化資源を活用した中小企業による新商品・新サービスの開発から販路開拓に至るまでの様々な段階における取り組みを支援する。
- ② 産業化資源を活用した商品・サービスの新たな販路の開拓等に産地・地域一体で取り組む活動を支援する。
- ③ 外部とのネットワーク構築に向けた勉強会・研究会や専門家による指導など、産業化資源を活用した新たな取り組みを創出するための活動を支援する。

## (2) 農商工連携産業の創出

能登をはじめとした過疎地域では、農林水産業が産業として主要な位置を占めており、商工業との連携の強化によって新たな付加価値を生み出すなど相乗効果を発揮していくことが、地域経済の活性化を図るうえで極めて重要である。

すでに、食品加工業者や小売業者と農家との連携による地元農産物を活用した食品の生産・販売や、安全・安心な加工用食材を確保するため、自社で直接農業に参入する動きも出てきており、このような取り組みをさらに後押しし、本県の農林水産業と商工業との連携・融合による新産業の創出を支援する。

## (3) 医商工連携産業の創出

医商工連携産業は、高齢化が急速に進む地域であるからこそ、高い雇用創出効果や高齢者の社会参画を促す観点から取り組む意義が大きく、地方から発信する新たなビジネスモデルへ発展する可能性を持つ。高齢化を弱みとしてではなく、10年後、20年後の日本全体の姿として捉えるならば、過疎地域は、全国のモデルとなるような、高齢者の予防医療や健康増進に関連したサービスの開発に最適な地域であるともいえる。

本県には優れた医療機関が集積していることから、すでに、民間レベルにおいても、医療機関と企業との共同で血流改善ストッキングやガン検診付き温泉ツアー等が商品化されているが、こうした取り組みをさらに広げ、本県の医療・保健分野と商工業との連携・融合による新産業の創出を支援する。

## 3. 助成対象

- (1) 石川県内で創業を行う者又は石川県内に主たる事業所等を有する中小企業者及び中小企業者のグループ（以下「中小企業等」という。）

(2) 中小企業等の創業又は経営革新を支援する事業を行う機関（以下「産業支援機関等」という。）

(3) 石川県内で自ら事業を行う中小企業等以外の機関（以下「その他の機関」という。）

#### 4. 助成対象の選定・支援方法

##### (1) 助成対象の選定方法

I S I C Oにおいて公募、選定する。選定に際しては、民間や大学等の有識者を交えた審査委員会の審査を経るものとする。なお、必要に応じて、I S I C O自ら事業を実施する場合など、公募によらず助成対象を選定することができるものとする。

##### (2) 助成対象の支援方法

###### ① 中小企業等及びその他の機関への支援方法

以下の取り組みに対し、資金助成する。

ア 市場調査

イ 新製品、新技術及び新サービスの研究開発（試作を含む）、製品化及び事業化

ウ 新製品、新技術及び新サービスの販路開拓

エ その他上記に附帯する取り組み

###### ② 産業支援機関等への支援方法

中小企業等に対して行う以下の取り組みに対し、資金助成する。

ア 市場調査支援

イ 研究開発支援

ウ 販路開拓支援

エ 人材育成支援

オ 相談・指導

カ その他上記に附帯する取り組み

###### ③ 資金助成以外の支援方法

中小企業等に対しては、I S I C Oが以下の支援も行うものとする。

ア 専門家によるアドバイス

イ 取引の斡旋、商談会・見本市等への出展支援

ウ 広報・情報発信等における支援

エ インキュベーション施設の貸与による支援

オ その他I S I C Oの支援メニューを活用した支援

##### (3) その他、本ファンドの推進体制

基本的な支援制度のあり方や具体的な事業の方向性について、経済団体の代表者や学識経験者、ベンチャー企業経営者など民間の知恵と経験を広く取り入れた審議の場として、知事が会長を務める「活力ある地域産業創出推進会議」を設ける。

併せて、商工業のみならず農林水産、観光、医療・保健、過疎地域振興といった幅広い分野にまたがる内容であることから、副知事を本部長とする部局横断の「石川県産業化資源活用推進本部」において、ファンド事業に関する庁内調整を行い、効果的な支援の実施を図るものとする。

また、本ファンドの運営管理者である I S I C O においては、平成 20 年度より、支援策の実行部隊として「地域振興部」を設けるとともに、特に能登地域での支援体制を強化するため、ブランチとなる「能登サテライト」も設置して、専門家や専任スタッフを配し、相談から事業計画の策定支援、事業実施にあたってのフォローアップまでを行う。

## 5. 事業成果に係る目標

(1) 事業分野ごとの成果目標を以下のとおり定める。

### ① 産業化資源を活用した新たなビジネスの創出

- ア 助成を受けてから 3 年以内に事業化を果たす助成対象事業者が年平均 9 者以上となること。(短期目標)
- イ 助成対象事業者の、助成を受け事業化した年の売上とファンド事業の実施期間(10 年間)終了後の売上とを比較した増加率が 20%以上となること。(長期目標)
- ウ 産業支援機関等への支援については、事業の対象となる中小企業等へモニタリングを実施し、五段階評価(1~5)で当該事業に対する肯定的評価(4又は5)の割合が 80%以上となること。

### ② 農商工連携産業の創出

- ア 助成を受けてから 3 年以内に事業化を果たす助成対象事業者が年平均 2 者以上となること。(短期目標)
- イ 助成対象事業者の、助成を受け事業化した年の売上とファンド事業の実施期間(10 年間)終了後の売上とを比較した増加率が 10%以上となること。(長期目標)

### ③ 医商工連携産業の創出

- ア 助成を受けてから 3 年以内に事業化を果たす助成対象事業者が年平均 1 者以上となること。(短期目標)
- イ 助成対象事業者の、助成を受け事業化した年の売上とファンド事業の実施期間(10 年間)終了後の売上とを比較した増加率が 5%以上となること。(長期目標)

(2) 上記の成果目標の達成状況については、I S I C Oに設置する審査委員会において、毎年度、評価を受けるものとする。また、助成対象事業者は、事業計画申請時に自らの目標を設定するとともに、その達成度及び自己評価について、I S I C Oに対し、事業期間中だけでなく事業終了後も定期的に報告するものとする。